

人 委 第 101 号
令和 6 年12月11日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 治
(公 印 省 略)

条例案に対する意見について（回答）

令和 6 年12月 5 日付け神議第1805号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第133号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

定県第134号議案 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

定県第135号議案 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

これらの条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先
給与公平課給与グループ
電話 045-651-3252